

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一
項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令要綱

- 1 成田国際空港株式会社を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号の法人とする。（本則関係）
- 2 この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則関係）